

分類番号	青営2-1
制定日	平成22年11月9日
改定日	平成24年4月1日
改定日	平成26年2月12日
改定日	令和元年10月1日

青い森鉄道の管理に関する業務に係る使用許可取扱規程

青い森鉄道の管理に関する業務に係る使用許可取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青い森鉄道株式会社（以下「会社」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者として業務を行う青森県鉄道施設条例（平成14年10月青森県条例第70号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定による使用の許可及びポスター類の掲示等にかかる自主事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 一般営業等使用 雑貨及び弁当等の販売、飲食物及びサービスの提供並びに自動販売機等の設置による営業、並びに郵便ポスト及び公衆電話等の設置、並びにイベント等の実施その他の旅客等の利便に供する使用であって、次号及び第3号に掲げるもの以外のものをいう。
- (2) 運送営業使用 一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「バス」という。）及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（以下「タクシー」という。）が駅構内に乗り入れてする営業の用に供する使用をいう。
- (3) 広告使用 広告物の掲出及び配布並びに広告物を掲出するための物件の設置の用に供する使用をいう。
- (4) 一般営業等使用者 一般営業等使用について許可を受けた者をいう。
- (5) 運送営業使用者 運送営業使用について許可を受けた者をいう。
- (6) 広告使用者 広告使用について許可を受けた者をいう。
- (7) 使用者 一般営業等使用者、運送営業使用者及び広告使用者をいう。

(許可の申請)

第3条 条例第2条第2項の規定による使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、使用許可申請書（第1号様式）を会社に提出しなければならない。

2 使用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、短期間の臨時的な使用の場合等で必要がないと認められる場合は、添付書類の全部又は一部を省略できるものとする。

- (1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 住民票の抄本
 - イ 略歴を記載した書類
 - ウ 誓約書（第2号様式）
- (2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 登記事項証明書

イ 定款、寄付行為又は規約

ウ 誓約書

- (3) 一般営業等使用の場合にあつては、営業時間、従事者数、主な販売（提供）品目、設置設備、電気・水道・ガスの使用関係及び原形変更（建物及び工作物の建設、増改築、大修繕等を含む。）等の使用の計画を記載した書類並びに位置図、平面図、構造図及び仕様書等の関係資料
- (4) 運送営業使用の場合にあつては、乗入車両及び営業路線（区域）等の使用の計画を記載した書類並びに営業路線図及び時刻表等の関係資料
- (5) 広告使用の場合にあつては、広告内容及び広告主等の使用の計画を記載した書類並びに位置図、平面図及び掲出ポスター（見本）等の関係資料
- (6) 食品衛生法の営業許可証の写しその他必要と認める書類

（許可の基準）

第4条 会社は、使用許可申請書の提出があつたときは、使用を許可する適当な場所がある場合において、当該申請書に係る使用等が次のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

2 広告使用の場合については、前項各号に定めるもののほか、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）及び青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）に定めるところによる。

（許可書の交付等）

第5条 会社は、使用許可申請書の提出があつた場合において、許可することが適当と認めるときは、使用許可書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

2 会社は、管理上必要と認めるときは、前条の許可に条件を付すことができる。

（不許可の通知）

第6条 会社は、使用許可申請書の提出があつた場合において、許可することが適当でないときと認めるときは、使用不許可通知書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

（許可台帳）

第7条 会社は、次に掲げる事項を記載した許可台帳を備えるものとする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用を許可した者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

- (3) 使用を許可した場所及び面積
- (4) 使用の目的及び用途
- (5) 許可の期間
- (6) 使用料金及び納入方法
- (7) 使用内容
- (8) その他の必要な事項

(許可標識の掲示等)

第8条 一般営業等使用者は、使用の許可に係る場所（以下「使用場所」という。）に許可標識（第5号様式）を掲示しなければならない。ただし、掲示する適当な場所がないと認められる場合は、この限りでない。

2 運送営業使用者は、駅構内に乗り入れる車両の見やすい場所に許可標識を掲示しなければならない。

3 広告使用者は、掲出しようとする広告物又は広告物を掲出するための物件に使用の許可に係る期間（以下「使用期間」という。）を表示しなければならない。ただし、表示する適当な場所がないと認められる場合は、この限りでない。この場合において、掲出する広告物がポスター類のときは、会社が表示を行うことができる。

(従事者証明書)

第9条 一般営業等使用者及び広告使用者は、使用場所に立ち入って作業する従事者を置く場合には、従事者証明書（第6号様式）を当該従事者に携帯させなければならない。ただし、その必要がないと認められる者については、この限りでない。

(運送営業使用の場合の使用方法)

第10条 運送営業使用者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により使用しなければならない。

- (1) バスを駅構内に乗り入れて使用する場合 乗客を乗降させるために駐車する場所として使用者ごとに指定された場所を使用すること。
- (2) タクシーを駅構内に乗り入れて使用する場合 営業のために駐車する場所として指定された場所を共同で使用すること。

(許可の期間)

第11条 使用期間は、1年を超えないものとする。ただし、公衆電話（貸電話を除く。）の設置その他特別な理由がある場合は、会社が指定管理者に指定されている期間内で、1年を超えることができる。

2 使用期間の終期は、前項の期間を超えない範囲で県の会計年度の終期に合わせるもの

- とする。ただし、申請の期間が会計年度の終期前に終了するときは、この限りでない。
- 3 使用期間は、更新することができるものとする。ただし、更新後の使用期間は第1項に規定する期間を超えることができない。

(使用期間の更新の手続)

- 第12条 前条第3項の規定により使用期間の更新を受けようとする者は、使用期間満了の日前30日までに使用期間更新許可申請書(第7号様式)を会社に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項の規定は、前項の使用期間更新許可申請書の添付書類について準用する。ただし、使用の目的及び用途に変更がない場合は、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

(許可の取消し)

- 第13条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- (3) 条例又は青森県鉄道施設条例施行規則(平成14年11月青森県規則第74号)に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用の許可を取り消す場合は、使用許可取消通知書(第8号様式)を使用者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定による許可の取消しにより、使用者に損害が生じることがあっても、会社はこれを賠償しない。

(変更の届出)

- 第14条 使用者は、住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を会社に届け出なければならない。
- 2 使用者は、使用許可申請書又は使用期間更新許可申請書の添付書類の記載内容に変更があるときは、あらかじめ、その旨を会社に届け出なければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定による届出は、使用内容等変更届出書(第9号様式)により行わなければならない。
- 4 前項の使用内容等変更届出書には、変更の内容を示した図面その他の変更の内容が分かる書類を添付しなければならない。

(原形変更の承認)

第15条 使用者は、使用場所について、その原形変更をしようとするときは、原形変更承認申請書（第10号様式）を会社に提出しなければならない。

2 会社は、原形変更承認申請書の提出があったときは、県と協議するものとする。

（使用料金）

第16条 使用者は、別表第1に定める使用料金を会社に納入しなければならない。

（使用料金の納入方法）

第17条 使用者は、別表第2に定める方法により使用料金を納入しなければならない。

（使用料金の減免）

第18条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り使用料金を減免するものとし、その減免の額は、全額とする。

(1) 県において公用又は公共用に供するために使用するとき

(2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するために使用するとき（公共用に供するための使用において、利用料、参加料その他これらに類する料金を徴収する場合若しくは飲食物その他物品の販売等を行う場合又はこれらを広告内容に含む広告使用の場合を除く。）

(3) 公共的団体において公益的な活動目的のために使用するとき（利用料、参加料その他これに類する料金を徴収する場合若しくは飲食物その他物品の販売等を行う場合又はこれらを広告の内容に含む広告使用の場合を除く。）

(4) 保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校等において授業又は行事の一環として使用するとき

(5) その他会社が前4号に準ずるものと認めたとき

2 使用料金の減免を受けようとする者は、使用料金減免申請書（第11号様式）を会社に提出しなければならない。

3 広告使用の許可を受けようとする者が、第1項第1号から第4号までの規定に基づく使用料金の減免を併せて受けようとするときは、第3条及び前項の規定にかかわらず、使用許可申請書及び使用料金減免申請書の提出に代えて広告使用許可兼使用料金減免申請書（第14号様式）を提出することができる。

4 広告使用許可兼使用料金減免申請書に添付する書類、許可の基準、許可書の交付等、不許可の通知及び変更の届出については第3条第2項から第6条及び第14条の規定を準用するものとする。ただし、添付する書類のうち誓約書は不要とする。

（使用料金の還付）

第19条 既に納入した使用料金は、次に掲げる場合を除き還付しないものとする。

- (1) 天災地変その他の理由により使用することができなくなったとき。
- (2) その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(光熱水費)

第20条 使用場所の使用に伴って利用する電気、水道及びガス等に係る経費（以下「光熱水費」という。）については、使用者が負担しなければならない。

- 2 使用場所において電気、水道及びガス等を利用しようとする場合は、使用者がそれらの供給者と直接の契約により供給を受けることを原則とする。
- 3 電気及び水道について使用者が供給者との直接の契約によらない場合は、使用者からの申込みにより会社が供給を行うものとし、その光熱水費は「行政財産の使用許可に伴う光熱水費の実費徴収取扱基準（平成4年10月20日付け青管第602号総務部長通知）」により算出するものとする。

(使用場所の維持保全)

第21条 使用者は、使用場所を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

- 2 使用場所の維持保全に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(設備等の設置及び撤去等)

第22条 使用場所への設備等の設置又は広告物の掲出は、使用者の負担により、使用者が責任を持って行なわなければならない。これらを撤去する場合も同様とする。

- 2 使用場所に設置された設備等又は掲出された広告物の管理は、使用者がその責任において行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、掲出する広告物がポスター類で、掲示若しくは撤去又はその両方を会社に依頼する使用者は1枚につき100円の手数料を会社が指定した日までに納入しなければならない。ただし、使用料金を納入して掲出するポスター類の掲示及び撤去並びに会社が自ら掲示若しくは撤去又はその両方を行うことが適切と判断したときは、会社が無料で掲示及び撤去を行うことができる。

(廃棄物の処分)

第23条 使用場所の使用に伴って発生する廃棄物については、使用者の負担により、使用者が責任を持って処分しなければならない。

(目的外使用及び権利譲渡の禁止)

第24条 使用者は、使用場所について、許可を受けた目的及び用途以外に使用し、又は使用する権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(報告)

第25条 使用者は、別表第2に定めるところにより、使用に係る実績を会社に報告しなければならない。

(使用の廃止)

第26条 使用者は、使用期間が満了する前にその使用を廃止するときは、廃止の日前30日までに使用廃止届(第12号様式)を会社に提出しなければならない。

(原状回復)

第27条 使用者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までに、自己の負担により原状に回復して返還しなければならない。

- (1) 使用期間が満了する場合 満了日
- (2) 使用期間が満了する前に使用を廃止する場合 廃止する日
- (3) 使用の許可を取り消された場合 指定する日

(立入検査等)

第28条 会社は、使用場所について、管理上必要があると認めるときは、使用者に対して必要な指示をし、又はその社員に使用場所に立ち入らせ、検査を行わせるものとする。

- 2 会社は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対して関係帳簿等の提出を求めるものとする。
- 3 第1項の規定により検査を行う場合は、あらかじめ使用者の承諾を得るものとする。
- 4 第1項の規定により検査を行う社員は、その身分を証するものを携帯し、使用者その他の関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

附 則

この規程は、平成22年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第16条関係）

(1) 一般営業等使用

区 分	使 用 料 金		
	単 位	売上歩合	最 低 額
雑貨販売店	月額	売上額×15/1000	(土地) 近傍類似地の時価×4/100 ×1/12 (建物) 財産台帳価格×8/100× 110/100 ×1/12
物販・サービス		売上額×5/100	
飲食店		売上額×8/100	
自動販売機		売上額×15/100	
貸ロッカー		売上額×30/100	
貸電話		手数料相当額×15/100	
キャッシュサービス機		(土地) 近傍類似地の時価×5/100 (建物) (近傍類似地の時価×5/100) + (財産台帳価格×5/100)	
その他	年額	(土地) 近傍類似地の時価×4/100 (建物) 財産台帳価格×8/100×110/100	

備考

- 1 「雑貨販売店」とは、店舗（置台の場合を含む。以下同じ。）を設けて、雑貨、みやげ品等の物品（弁当及び店舗内で調理し、又は加工した食品を除く。）の販売を行うものをいう。
- 2 「物販・サービス」とは、物品の販売を行うもので雑貨販売店以外のもの及び対価を得てサービスの提供を行うものをいう。
- 3 「飲食店」とは、店舗を設けて、当該店舗内で調理し、又は加工した食品を提供して飲食させるものをいう。
- 4 「自動販売機」とは、自動販売機を設置するものをいう。
- 5 「貸ロッカー」とは、貸ロッカーを設置するものをいう。
- 6 「貸電話」とは、委託公衆電話により行う貸電話を設置するものをいう。
- 7 「キャッシュサービス機」とは、キャッシュサービス機を設置するものをいう。
- 8 「その他」とは、郵便ポスト、公衆電話（貸電話を除く。）、観光案内所及び自転車置場等の設置並びにイベント等の実施その他の旅客等の利便に供するものであって、1から7に掲げるもの以外のものをいう。
- 9 「財産台帳価格」とは、財産台帳に登録されている当該建物の平方メートル当たりの価格に使用面積を乗じて得た額をいう。
- 10 土地に係る使用料金の額の算出について、使用期間が1月に満たない場合は、算出した額に100分の110を乗じるものとする。
- 11 「雑貨販売店」、「物販・サービス」、「飲食店」、「自動販売機」、「貸ロッカー」及び「貸電話」の使用料金については、「売上歩合」の欄に記載されている算式で算出した額と「最

- 低額」の欄に記載されている算式で算出した額のいずれか大きい額を使用料金とする。
- 12 「雑貨販売店」、「物販・サービス」及び「飲食店」において使用期間が7日を超えないとき(前回の使用期間終了後7日以内に再び使用し通算の使用期間が7日を超えるときを除く。)の「売上歩合」は「売上額×4/100」とする。
 - 13 たばこ、旅行業者が販売するクーポン券、委託販売による郵便切手類、テレホンカード、米、ギフト券(ビールギフト券及び清酒上撰券)、図書カード及び販売品目の一つとして販売する宝くじ券の売上額は、10分の4に換算して算出する。
 - 14 販売品目の一つとして販売するびあチケットの売上額は、10分の8に換算して算出する。
 - 15 販売品目の一つとして販売する運輸機関の乗車券類に係るプリペイドカード(バスカード等)及びスポーツ振興くじ、並びに公共料金収納代行、並びに地方公共団体等の行政端末等の設置については、売上額ではなく、使用者が委託者等から収受する販売手数料相当額等により算出するものとする。
 - 16 貸ロッカーの売上額は、ロッカー使用料及びロッカー使用後の荷物保管料とする。
 - 17 同一の使用場所において、2以上の異なる使用料金の区分の使用形態を有する場合は、使用場所(面積)を区分して、それぞれの使用料金の区分に従い使用料金を算出し、それらを合算するものとする。ただし、売上歩合で算出する2以上の異なる使用料金の区分の使用形態を有する場合は、その部分について、それぞれの売上歩合で算出し、その合計額を算出した上で、売上歩合の算出に係る使用場所(面積)の最低額と比較し、いずれか大きい額を使用料金とする。
 - 18 使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について1平方メートルとして計算する。
 - 19 使用期間が、使用料金算出の期間の単位に満たないとき、又は使用料金算出の期間の単位に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割りで計算する。
 - 20 使用期間が1日に満たない場合は、1日として計算する。
 - 21 使用料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
 - 22 一件の使用料金の額が100円に満たない場合の使用料金の額は、100円とする。

(2) 運送営業使用

区 分	使 用 料 金	
バス	年額	乗り入れする車両1両につき 7,800円
		駐車する場所1スペースにつき 5,200円
タクシー		乗り入れする車両1両につき 7,800円

備考

- 1 バスについて、同一車両が2駅以上に乗り入れる場合は、使用料金は1両分とする。
- 2 タクシーについて、同一車両が同一市町内の2駅以上に乗り入れる場合は、使用料金は1両分とする。
- 3 使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年に満たない端数があるときは、そ

の全期間又は端数部分について日割りで計算する。

- 4 使用期間が1日に満たない場合は、1日として計算する。
- 5 使用料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- 6 一件の使用料金の額が100円に満たない場合の使用料金の額は、100円とする。

(3) 広告使用

区 分		使 用 料 金					
		単位	規格等	駅ランク A	駅ランク B	駅ランク C	駅ランク D
広告物の 掲出	ポスター 類	7日	B列0番	8,230円	4,120円	2,060円	1,030円
			B列1番	4,120円	2,060円	1,030円	520円
			B列2番	2,060円	1,030円	520円	310円
			B列3番	1,030円	520円	310円	210円
	1月	B列3番未満	2,060円	1,030円	520円	310円	
	その他	3月	広告面積0.25㎡ につき	2,880円	1,750円	1,030円	720円
広告物を掲出するための物件の設置		1月	広告料金の売上額×45/100				
広告物の配布		1年	次に掲げる算式でそれぞれ算出した額のいずれか大きい額を使用料金とする。 ア 広告料金の売上額×45/100 イ (土地) 近傍類似地の時価×4/100 (建物) 財産台帳価格×8/100×110/100				

備考

- 1 「駅ランクA」とは、八戸駅及び青森駅をいう。
- 2 「駅ランクB」とは、三沢駅及び野辺地駅をいう。
- 3 「駅ランクC」とは、三戸駅、剣吉駅、陸奥市川駅、下田駅、上北町駅、乙供駅、小湊駅、浅虫温泉駅、野内駅、矢田前駅、小柳駅、東青森駅及び筒井駅をいう。
- 4 「駅ランクD」とは、「駅ランクA」、「駅ランクB」及び「駅ランクC」以外の駅をいう。
- 5 「広告料金」とは、広告物を掲出するための物件の設置等に係る使用者が、広告物の掲出等を目的として、当該物件の使用等の対価として広告主から得る料金をいい、制作及び掲出撤去に要する費用並びに電気料金等の費用は含まない。
- 6 「財産台帳価格」とは、財産台帳に登載されている当該建物の平方メートル当たりの価格に使用面積を乗じて得た額をいう。
- 7 土地に係る使用料金の額の算出について、使用期間が1月に満たない場合は、算出した額に100分の110を乗じるものとする。
- 8 「広告物の配布」において、使用面積が1平方メートルに満たないとき、又は使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、その総面積又は端数部分について1平方

メートルとして計算する。

- 9 使用期間が、使用料金算出の期間の単位に満たないとき、又は使用料金算出の期間の単位に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割りで計算する。ただし、「ポスター類」において、B列3番以上の規格で使用期間が7日を超えるときは7日に満たない端数部分を7日として、B列3番未満の規格で使用期間が1月を超えるときは1月に満たない端数部分を1月として計算する。
- 10 使用期間が1日に満たない場合は、1日として計算する。
- 11 使用料金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- 12 一件の使用料金の額が100円に満たない場合の使用料金の額は、100円とする。

別表第2（第17条関係、第25条関係）

(1) 一般営業等使用

区 分	実 績 報 告 及 び 納 入 方 法
雑貨販売店	<p>ア 使用に係る月の売上額を翌月の5日までに実績報告書（第13号様式）により報告しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に報告すべき日を指定したときは、この限りでない。</p> <p>イ 使用に係る月の翌々月の15日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に納入すべき日を指定したときは、この限りでない。</p>
物販・サービス	
飲食店	
自動販売機	
貸ロッカー	
貸電話	
キャッシュサービス機	<p>使用に係る月の末日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に納入すべき日を指定したときは、この限りでない。</p>
その他	<p>指定した日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。</p>

(2) 運送営業使用

区 分	納 入 方 法
バス	<p>毎年度、次に掲げる使用料金の額をそれぞれ次に定める日までに納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に納入すべき日を指定したときは、この限りでない。</p> <p>(ア) 4月から9月までの使用料金として別表第1に定める額の当該期間に応じた額 4月末日</p> <p>(イ) 10月から3月までの使用料金として別表第1に定める額の当該期間に応じた額 10月末日</p>
タクシー	

(3) 広告使用

区 分		実績報告及び納入方法
広告物の掲出	ポスター類	指定した日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。
	その他	
広告物を掲出するための物件の設置		<p>ア 使用に係る月の売上額を翌月の5日までに実績報告書により報告しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に報告すべき日を指定したときは、この限りでない。</p> <p>イ 使用に係る月の翌月の末日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に納入すべき日を指定したときは、この限りでない。</p>
広告物の配布		<p>ア 使用者（広告料金の売上額がある場合に限る。）は、使用期間に係る売上額を使用期間の満了の日から5日以内に実績報告書により報告しなければならない。ただし、特別の理由があると認めて別に報告すべき日を指定したときは、この限りでない。</p> <p>イ 指定した日までに別表第1に定める使用料金の額を納入しなければならない。</p>

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使 用 許 可 申 請 書

下記のとおり鉄道施設を使用したいので、使用の許可を申請します。

記

1 使用希望場所

- (1) 使用希望場所の所在地及び地番
- (2) 使用希望場所の区分
- (3) 使用希望場所の面積

2 使用目的及び用途

3 使用希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 その他参考となる事項

※広告掲出を希望される方は広告物の掲示及び撤去を希望されますか（○を付して下さい）

希望する ・ 希望しない

（使用料金の減免を申請し、かつ、広告物の掲示及び撤去を希望される場合は、広告物1枚あたり100円をいただきます。）

注1 電気又は水道の供給を申し込む場合は、4の「その他参考となる事項」の欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式（第3条関係）

誓 約 書

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鉄道施設の使用の許可を申請するに当たって、下記の事項について誓約します。

また、これに違反したときは、使用の許可を取り消され、又は使用を制限されても異議ありません。

記

- 1 青森県鉄道施設条例（平成14年10月青森県条例第70号）、青森県鉄道施設条例施行規則（平成14年11月青森県規則第74号）及び青い森鉄道の管理に関する業務に係る使用許可取扱規程の規定を順守します。
 - (1) 青い森鉄道(株)、鉄道利用者その他の使用者に迷惑をかけることはしません。
 - (2) 鉄道施設をき損し、又は汚損しません。
 - (3) 使用料金等については、定められた方法により、定められた期限までに納入します。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する暴力的要求行為及び同法第10条に規定する暴力的要求行為の要求等など、公の秩序又は善良な風俗に反すると認められる行為をしません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式（第5条関係）

使 用 許 可 書

第 号

使用者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称)

年 月 日付けで申請のあつた鉄道施設の使用については、次の条件を付して許可する。

年 月 日

青い森鉄道株式会社
代表取締役社長 印

(使用を許可する場所の所在地等)

第1条 使用を許可する場所（以下「使用場所」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 使用場所の所在地及び地番
- (2) 使用場所の区分
- (3) 使用場所の面積

(使用目的の指定等)

第2条 使用場所を の用に供するものとし、この目的以外に使用し、又は使用権を譲渡し、転貸し、若しくは知事の承認を受けないで使用場所の原形を変更してはならない。

第3条 使用期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 使用期間の更新を受けようとする者は、青い森鉄道の管理に関する業務に係る使用許可取扱規程（以下「規程」という。）第12条に規定する手続きを行わなければならない。

(使用料金及び納入方法)

第4条 使用料金は、規程別表第1に定めるところにより、 の の区分により算出する額とする。

2 前項の使用料金は、青い森鉄道株式会社（以下「会社」という。）が発する請求書により指定の期日までに納入しなければならない。

(使用料金の還付)

第5条 既に納入した使用料金は、次の場合を除き還付しない。

- (1) 天災地変その他の理由により使用することができなくなったとき。
- (2) その他使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。

(使用場所の維持保全)

第6条 使用者は、使用場所を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 使用場所の維持保全に要する費用は、使用者が負担する。

(原形変更)

第7条 使用者において使用場所の原形を変更しようとするときは、あらかじめ会社の承認を得なければならない。

(許可の取消し)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、この使用の許可を取り消す。

(1) 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

(2) 鉄道施設をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

(3) 青森県鉄道施設条例(平成14年10月青森県条例第70号。以下「条例」という。)又は青森県鉄道施設条例施行規則(平成14年11月青森県規則第74号。以下「規則」という。)に違反したとき。

2 前項の取消しによって、使用者に損害が生じることがあっても会社はこれを賠償しない。

(原状回復)

第9条 使用者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日までに、自己の負担により原状に回復して返還しなければならない。

(1) 使用期間が満了する場合 満了日

(2) 使用期間が満了する前に使用を廃止する場合 廃止する日

(3) 許可を取り消された場合 指定する日

(順守事項)

第10条 使用者は、この許可の条件のほか、条例、規則及び規程の規定を順守しなければならない。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青い森鉄道株式会社を被告として提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 日 日

様

青い森鉄道株式会社
代表取締役社長

印

使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった鉄道施設の使用については、許可しないものと決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 不許可とする場所（申請場所）

- (1) 申請場所の所在地及び地番
- (2) 申請場所の区分
- (3) 申請場所の面積

2 不許可とする理由

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青い森鉄道株式会社を被告として提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

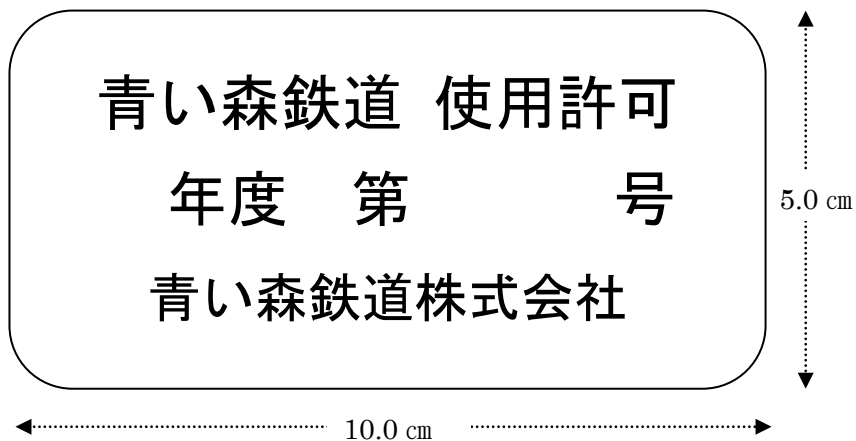
第5号様式（第8条関係）

（その1）一般営業等使用用

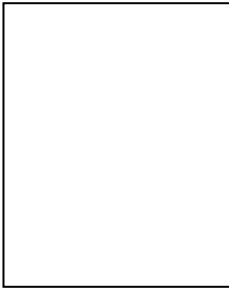
使用許可標	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用者	住 所 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

注 用紙の大きさは、日本産業規格A5横長とする。

（その2）運送営業使用用



第6号様式（第9条関係）

	従 事 者 証 明 書	
	従事者氏名	
この者は、青森県鉄道施設条例（平成14年青森県条例第70号）第2条第2項の規定による使用の許可を受けた場所に係る従事者であることを証明します。		
許 可 年 月 日	年	月 日
許 可 番 号	第	号
使 用 場 所		
使 用 期 間	年	月 日から 年 月 日まで
使 用 者	住 所	
	氏 名	印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		

注1 用紙の大きさは、縦5.4 cm、横8.6 cmとする。

2 写真の大きさは、縦3.0 cm、横2.4 cmとする。

第7号様式（第12条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用期間更新許可申請書

下記の使用場所を引き続き使用したいので、使用期間の更新の許可を申請します。

記

1 許可を受けている場所（使用場所）

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用場所の所在地及び地番
- (3) 使用場所の区分
- (4) 使用場所の面積

2 更新の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 更新の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

青い森鉄道株式会社
代表取締役社長

印

使用許可取消通知書

年 月 日付け第 号で許可した鉄道施設の使用については、許可を取り消すものと決定したので、下記のとおり通知します。

記

1 許可の取消しに係る使用場所

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用場所の所在地及び地番
- (3) 使用場所の区分
- (4) 使用場所の面積

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 許可を取り消す理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求をすることができます。

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、青い森鉄道株式会社を被告として提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を行った場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第9号様式（第14条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用内容等変更届出書

下記のとおり使用内容等の変更について届け出ます。

記

1 許可を受けている場所（使用場所）

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用場所の所在地及び地番
- (3) 使用場所の区分
- (4) 使用場所の面積

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用内容等の変更の理由及び内容

注1 この届出書には、変更の内容を示した図面その他変更の内容が分かる書類を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

原形変更承認申請書

下記のとおり使用場所の原形変更の承認を申請します。なお、使用の許可の期間が満了したとき、又はその他の理由により返還するときは、原形に回復することを申し添えます。

記

1 許可を受けている場所（使用場所）

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用場所の所在地及び地番
- (3) 使用場所の区分
- (4) 使用場所の面積

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 原形変更の理由及び内容

注1 この申請書には、原形を変更しようとする部分を示した平面図を添付すること。

2 使用者において、新たに建物及び工作物を建設し、又は既に許可を受けて建設した建物及び工作物を増設、改設又は大修繕する場合は、その設計書、構造図並びに工事の起工日及びしゅん工期限を記載した書類を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式（第18条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用料金減免申請書

下記のとおり使用料金の減免を申請します。

記

1 使用する場所

- (1) 使用する場所の所在地及び地番
- (2) 使用する場所の区分
- (3) 使用する場所の面積

2 使用の目的及び用途

3 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料金の額等

- (1) 使用料金の額
- (2) 減免を受けようとする額

5 減免を受けようとする理由

6 その他参考となる事項

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式（第26条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

使 用 廃 止 届 出 書

下記のとおり使用を廃止しますので、届け出ます。

記

1 許可を受けている場所（使用場所）

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 使用場所の所在地及び地番
- (3) 使用場所の区分
- (4) 使用場所の面積

2 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 使用を廃止する日

年 月 日

4 使用を廃止する理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第13号様式（別表第2関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

報告者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

実 績 報 告 書

下記のとおり売上額の実績を報告します。

記

【基本事項】

許可年月日及び許可番号
使用場所の所在地及び地番
使用目的及び用途

【報告事項】

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

区 分	売上額（換算前）	売上額（換算後）

【担当者】

注1 売上額を換算して算出するものがある場合又は使用料の区分が異なるものがある場合は、区分して記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第14号様式（第18条関係）

年 月 日

青い森鉄道株式会社 御中

申請者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

広告使用許可兼使用料金減免申請書

下記1から6のとおり鉄道施設を使用したいので、使用の許可及び使用料金の減免を申請します。

また、7のとおり誓約し、これに違反した時は、使用の許可を取り消され、又は使用を制限されても異議ありません。

記

1 使用する場所

- (1) 使用する場所の所在地及び地番
- (2) 使用する場所の区分
- (3) 使用する場所の面積

2 使用の目的及び用途

3 使用希望期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 使用料金の額等

- (1) 使用料金の額
- (2) 減免を受けようとする額

5 減免を受けようとする理由

6 その他参考となる事項

※広告掲出を希望される方は広告物の掲示及び撤去を希望されますか（○を付して下さい）
希望する ・ 希望しない
（希望される場合は広告物1枚あたり100円をいただきます。）

7 誓約事項

(1) 青森県鉄道施設条例（平成14年10月青森県条例第70号）、青森県鉄道施設条例施行規則（平成14年11月青森県規則第74号）及び青い森鉄道の管理に関する業務に係る使用許可取扱規程の規定を順守します。

- ① 青い森鉄道(株)、鉄道利用者その他の使用者に迷惑をかけることはしません。
- ② 鉄道施設をき損し、又は汚損しません。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条に規定する暴力的要求行為及び同法第10条に規定する暴力的要求行為の要求等など、公の秩序又は善良な風俗に反すると認められる行為をしません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。